時事新報

臺灣總督の權限

草賊の剿滅、嶋民の鎭壓は一時の處置にして更に善後の策を如何す可きやと云ふに前にも述べたる如く臺灣は未開の蠻地と認む可きものにして百般の施設內地と同樣に視る能はざるは勿論、今日に於ては本國と直接の電信もなく又定期の航海も開けずして絕海孤嶋の有樣なれば大抵の事は其地の當局者に一任し充分の權限を與へて敏活に處置せしめざる可らず其權限の重なるものを云へば警備の軍隊を動かさゞる可らず租稅の賦課法も定めざる可らず開港塲も現存して居留の外國人も少なからざるとなれば自から外交の職權もなかる可らず蠻民制御の爲めには生殺與奪の權も與へざる可らず何れも國家の大權にして苟も人に假す可らざるものなれども嶋地の施設上には其權限を委任すること是非とも必要なり或は內地の施政ならんには夫れ〳〵の當局者を存して重大の事は正當の手續を經、又議會の議決を待て行ふも差支なし自から秩序の整然たるを見る可しと雖も嶋地の施設は百事匆々のみか對手は未開の蠻民にして軍政に民政を兼ね征服と鎭撫と幷び行ふものなれば事の實際には一々法律規則の手續に由るを待ず而して其局に當るものは一人の總督にして其責任甚だ大なることなれば人選を重んずると共に充分の權限を委任して內より掣肘することなく自由に運動せしめざる可らず假りに奇言を以て形容すれば臺灣は專制の獨立國にして總督は即ち其國王なり軍備租稅其他の事に至るまでも一切一人の權力に屬して毫も干渉を受ることなく其人にして萬一にも異志を存するときは眞實本國を離れて獨立し得る樣の次第にして始めて全嶋制御の目的を達す可きものなり目下の有樣を見れば割讓匆々萬事不整頓とは云ひながら總督の權限の如き頗る不明了にして實際に何事を爲し得るか又爲し得ざるか之を確むること困難なり局外より見ても倘ほ且つ然ることなれば實際の局に當るものに於ては定めて迷惑も少なからざることなる可し彼の臺灣事務局の如き或は嶋治の方針を議定して總督府に命令指揮するの目的ならんかなれども其委員は何れも本職の傍に片手間仕事の姿のみならず速斷敢行を要する嶋地の施設に多數の委員が相會して事を議し遙に之を傳達するなどとは如何にも迂濶の沙汰にして實際に於ては單に嶋治の敏活を妨ぐるの結果を見るに過ぎざる可し我輩の感服せざる所なり聞く所に據れば政府にても臺灣施政の組織に就ては目下調査中にて何れ成案を發表す可しと云ふ如何なる案を見るや知る可らずと雖も總督の權限を大にし一切の事を委任して運動を自由ならしむるは是非とも必要にして若しも一々內より掣肘するが如きことあらんには如何なる人に任ずるも實際の效果は到底望む可らざる所なれば既に其局に當らしむる上は大に權限を與へて其成蹟を責むるの仕組と爲さゞる可らず或は嶋地の事も漸く緖に就き又直接の電線も通じ航海も頻繁にして交通の便を見るに至るときは亦自から其時の事情に應じて相當の計畫もある可しと雖も今日の場合に於ては總督に自治の權力を與へて百事徹底に處置せしめんこと嶋民の制御、嶋地の發達の爲めに必要の手段なる可しとして我輩の敢て主張する所なり

官報

○勅令

朕市町村立小學校授業料ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年二月六日　文部大臣　侯爵西園寺公望

勅令第五號

第一條　戰地ニ於ケル勤務ニ起因シテ死去シタル者ノ遺族ニシテ左ニ揭クル者ニ對シテハ市町村立小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セサルモノトス

一　軍人恩給法第二十七條第一ニ該當スル者及第四十條ニ揭ケタル者ニシテ第二十七條第一ニ該當スル者ノ同籍內ニ在ル子及弟妹

二　官吏遺族扶助法第四條第二項ニ該當スル者ノ同籍內ニ在ル子及弟妹

三　明治二十七年勅令第百六十四條第一條第一項ニ該當スル者ノ同籍內ニ在ル子及弟妹

前項ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受クヘキ者ナキモ死者ノ前項ニ該當シタル事實明白ナルトキハ其ノ同籍內ニ在ル弟妹ニ對シ前項ヲ適用ス

第二條　戰地ニ於ケル勤務ニ起因シテ軍人恩給法第九條第十四條又ハ官吏恩給法第三條ニ該當スル者又ハ戰地ニ於テ傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ明治二十七年勅令第百六十四號ニ依リ手當金ヲ受クル者又ハ公務ニ依リ從軍シタル者ノ同籍內ニ在ル子及弟妹ニ對シテハ市町村會ノ議決ニ依リ市町村立小學校ニ於テ授業料ヲ減額シ又ハ之ヲ徵收セサルコトヲ得

第三條　本令ニ依リ減額シ又ハ徵收セサル授業料ニシテ已ニ納付濟ノモノハ還付セサルモノトス但市町村會ニ於テ還付ノ議決ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニアラス

勅令第五號參照

法律第四十三號官吏恩給法(明治二十三年六月二十一日官報)抄錄

第三條　左ニ揭クル事項ノ一ニ當ル者ハ前條ノ年限ニ滿タサルモ終身恩給ヲ給シ尙其最下金額十分ノ七マテノ增加恩給ヲ給ス

一　公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘス退官シタルトキ

二　公務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ顧ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲メニ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘス退官シタルトキ

法律第四十四號官吏遺族扶助法(明治二十三年六月二十一日官報)抄錄

第四條第二項

公務ノ爲メ受ケタル傷痍ニ原因シテ死去シ又ハ非常ノ勞動及困苦ヲ忍ヒ勤務ニ從事シ爲メニ發病死去シ又ハ公務ニ依リ傳染病者ニ接シ該病毒ニ感染シテ死去シ又ハ戰地ニ於テ若クハ公務旅行中流行病ニ罹リ死去シタル者ノ寡婦扶助料ハ亡夫ノ俸給ニ對シ官吏恩給法第五條ニ依リ算出シタル恩給年額三分ノ二トス

法律第四十五號軍人恩給法(明治二十三年六月二十一日官報)抄錄

第四條　退職恩給ハ准士官以上左ニ揭クル事項ノ一ニ當ルトキ之ヲ給ス

二　戰鬪及戰時平時ニ拘ハラス公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ退職シタルトキ

三　戰地ニ於テ流行病ニ罹リ又ハ戰時平時ニ拘ハラス公務ノ爲メ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ顧ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲メニ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ退職シタルトキ

第九條　增加恩給ハ戰鬪及戰時平時ニ拘ハラス公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ左ニ揭クル事項ノ一ニ當ル者ニ退職恩給、免除恩給ノ外特ニ給スルモノトス

一　兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ亡シタルトキ

二　前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ

三　一肢ヲ亡シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒタルトキ

四　前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ

五　一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失ヒタルトキ

六　前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ

第十四條　賑恤金ハ下士以下左ニ揭クル事項ノ一ニ當リ第九條第六ヨリ輕症ニシテ免除恩給ヲ受ケサル者ニ之ヲ給ス

一　戰鬪及戰地公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ第四條第三ニ原由スル疾病ニ罹リ現役ヲ離レタルトキ

二　戰時平時公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ第四條第三ニ原由スル疾病ニ罹リ現役ヲ離レタルトキ

第二十七條　軍人左ニ揭クル事項ノ一ニ當ルトキハ其寡婦ハ扶助料ヲ受クルノ權利アルモノトス

一　第四條第二第三ニ當リ死歿シタルトキ

第四十條　陸軍見習士官、海軍候補生、陸海軍諸生徒定規ノ給助ヲ受クル屯田兵下士卒及海軍水雷夫ハ第四條第二第三ニ因リ死歿シ又ハ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ服役ニ堪ヘサル者ニ限リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

勅令第百六十四號(明治二十七年九月八日官報)抄錄

第一條第一項

陸海軍軍屬、軍艦乘組傭人、官用船舶ノ船員若クハ鐵道從事員其ノ他陸海軍傭人等ニシテ戰地ニ於テ公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ又ハ之ニ原因シ死歿シタルトキハ本令ニ依リ一時限リ手當金ヲ給ス

雜報

○清國新開港場視察記

堀井卯之助

上海の製絲業

目下上海の製絲工場は實に左の如し

場名	人取機械	就業職工	持主
寶昌繅絲局	五四四	一、三〇〇人	伊太利人
公和永	三八〇	一、〇〇〇	支那人
公和群	三〇〇	八〇〇	支那人
怡和洋行	四五〇	一、二〇〇	英國人
公平	二五〇	七〇〇	外國人
信昌	三八〇	一、〇〇〇	支那官人
瑞綸	二〇〇	五〇〇	支那人
綸華	五〇〇	一、三〇〇	支那人
乾康	二五〇	七〇〇	內外人協同
錦華	一五〇	四〇〇	支那人

是等の工場にて費消する重なる原料は無錫產の繭にして上等一個より十二デニールの生絲千メートルを得る事易しと云へども實際は五百メートル位に過ぎざる由左れば大體を平均するに本邦產の繭は十斤を以て一斤の生絲を製造し得れども支那繭は十六斤を要すと云ふ又是等の工場にて製造する生絲は大抵十デニール乃至十六デニールにして就業時間は十一時間上等工女一人前の取目は十二三オンスなるよし支那人の所有に係るものは監督不行屆なれども外國人に屬するものは秩序整然然かも工女の熟練なるは本邦製絲家の一籌を喫する處なり日本の工女は最上のものにて漸く四口を取るに過ぎざれども支那の工女には六口を取るもの少なからず就中前記寶昌繅絲局の如き伊佛兩國の婦人六名が數多の工女を教へ其技の輕妙なる又其の機械の精銳なる未だ我國に於て見ざるものなり各工場共に三百釜に二十人、百釜に十四人位の監督あり七十釜に一人の西洋女工あり女工は總て通勤にして上等は日給二十仙乃至三十八仙なり近年生絲の價格著しく騰貴し而して原料繭の安き事遠く本邦の及ぶ處にあらざれば前記製絲場の如きは何れも莫大の收益あり左れば一昨年までは七箇所に過ぎざりしも昨年に至り三箇所を增加し上海より海外に輸出せる生絲は著しく增加したりと云ふ今前三箇年間の輸出高を左に揭ぐ

二十五年　六四、八四二綑　二十六年　七三、四七一綑
二十七年　七二、二〇四

馬關條約の結果により本邦人の間に上海に紡績工場を起すの計畫ある事は余の屢々耳にしたる處にして其內の一二は既に事業に着手せんとするの運びに至りたるよし誠に喜ぶべき次第なるが余は之と同時に製絲場の設立計畫者なきを惜むものなり支那の新工業と云へば紡績の外、起すべきものなく假し之ありとするも其收益の如何を氣遣ふもの多し余は嘗て蘇、杭兩州に製絲工場を起すの收益ある事を論じ當業者の意見を叁酌し聊か收支の勘定を示して世間の資本家に訴ふる處ありたれば今は重ねて辨ぜざれども兎に角支那內地に起すべき工業は只に紡績、製絲に止まらず收益の大なるものも亦決して少小にあらざるを以て此際有力家の實地に就て觀察せられん事を希望するものなり

製油工場は如何

年々支那に產出する棉花の莫大なると共に棉實の多きは言ふ迄もなき事にして我國にても支那にても之を以て油を製しつゝあるは何人も知る處なり然れども支那人の製法の粗にして兒戲に類するが如き感あるは其他の工業と同樣なるを以て日本人が此間に立ちて工場を起し文明的機械によりて製造を始むるは頗る有望の事業なるべし棉實の如き安價なるものに莫大の運賃を拂ひ態々日本に取寄せ倘ほ且の
國に工場を設け安價なる原料
に倍するの收益を見るならん
るまでにして未だ深く研究す
參考として玆に記し置くのみ
以て食料と爲さゞれば其製造
賣捌く事は到底行はるべき
米諸國幷に本邦に輸出するの

○貴族院と豫算案　貴
が如く昨七日二十九年度歳
を十五日間と定め本日より豫
くも來る二十三日には同委員
く隨て豫算案の本會議に上
るべしと云ふ

○貴族院の休會　同院は
休會し明九日は日曜日に付明
なり

○貴族院の特別委員長
にて互撰したる正副委員長は
鐵道敷設法中改正法律案
特別委員長　近衞篤麿
獸疫豫防法案
特別委員長　佐竹義生

○野村才二氏の出發
二氏は一昨日橫濱を出發し
び監吏補六十名を待合せ來
にて臺灣に向ふ筈なりと云

○八代目市川團
●●●●●●浪華行の魂膽、紹
●●●●●網屋、八代目の

「海老藏が八代目の歸府を止
るは深き目論見あることにて
と時めく植久と云へるものあ
なり興行毎に大利を得て今は
男となりしより此度八代目の
行せしを見て早速名古屋に
御子息は當時江戶に二人と
過言ながら我等が手にて三
共の借財は請合ふて皆濟し
地へれ上りこそ幸ひなれ親の
同伴されかね〳〵申した愚
重荷をおろす安心の基は目
其內に氣樂な身になり親方の
葉巧に說付けたれば海老藏は
植久は又海老藏の妾れ爲に
が生みの子猿藏に家名を相
て植久の勸めに從ひたりと
「海老藏は種々八代目に勸め
懇望と云ひ私を愛顧の客の
理あるとも名古屋まで上た
も浪華の舞臺へ顏出して貰
永くとは云はぬ日數二十日が
を長らく御贔負の口上斗り
財はものかは此上如何程殖
父が依願、聞分けて道頓堀
恩愛の二道掛けし親のたの
淚を拂ひつゝ面を上げて云
ならば如何にも浪華へ上り